

高齢者などの権利を守る 制度や事業をご存じですか

◆高齢者などを守るための 制度～成年後見制度～

皆さんは、高齢者などの権利を守るための制度や事業についてご存じですか。

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護保険などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自身でこれらのことを行うのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても適切な判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商

法などの被害にあう恐れもあります。

成年後見制度とは、このような判断能力が不十分な方々に対し、本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。成年後見制度には、大きく2つの種類があります。

●任意後見制度

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来に判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らを選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活・療養看護や財産管理に関する事務について、代理権を与える契約（任意後見契約）を、公

証人の作成する公正証書によって結んでおく制度です。

●法定後見制度

法定後見制度は、判断能力が低下した際に、本人・配偶者・4親等内の親族・検察官・町長などが家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所が法定後見人および法定後見監督人を選任し、本人の財産管理などの法律行為を支援する制度です。法定後見制度は、本人の判断能力の状態に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分かれます。

成年後見制度の最大の目的は、支援が必要な高齢者等（成年被後見人等）の財産を保全・維持することです。成年後見人が選任されている方の財産処分などを行うためには、家庭裁判所の事前許可が必要になり、不必要な財産処分を防ぐことができます。法定後見人の申立てに関して

は、原則的には家族などの4親等内親族が行いますが、身寄りのない方などに対しては、町長が本人に代わって申立てを行うことが可能です。認知症などにより判断能力が低下する前に後見人などを準備しておくことは重要ですが、判断能力が不十分となってしまうた身寄りのない方でも、成年後見制度の利用が可能です。

成年後見制度に関してのご相談は、町福祉課地域包括支援係（町地域包括支援センター ☎096-234-1114）へご相談ください。

◆高齢者を守るための事業

甲佐町社会福祉協議会では、熊本県社会福祉協議会からの事業委託を受けて、地域福祉権利擁護事業を行っています。この事業は、ご自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある方の財産や権利を守るため、日常的な金銭管理や通帳・権利証などの大切な書類を預かることを通して、利用者が安心して地域で生活を送れるように支援を行います。

サービスの利用には、利用者本人と熊本県社会福祉協議会での契約締結が必要です。サービス内容の詳細や契約の方法など、分からないことがあれば、甲佐町社会福祉協議会（☎096-234-1192）へご相談ください。

社会福祉士だより

権利

の話

このコーナーでは、町職員である保健師、管理栄養士、社会福祉士などが、健康や福祉、介護などに関する情報をリレー形式でご紹介します。



今月の紹介者は
岩永 一寿 社会福祉士

町では、暮らしに関する相談会として「法律・人権・行政相談」（毎月第1月曜日）や「心配ごと相談」（毎月第3月曜日）、「消費生活相談室」（毎週木曜日）を開催しています。詳細は町福祉課（☎096-234-1114）へお尋ねください。

Smile

わが家の“笑顔”をご紹介します



山下 にこ ちゃん (6カ月)

父・康輔 さん 母・理加 さん
(世持区)

いつもにこにこ、
すくすく元気に育ってね

★お子さんの成長の記念として、“笑顔”の写真を『広報こうさ』紙面に飾ってみませんか？写真掲載のお申し込みは、町総合保健福祉センターまで。

●お子さんの“笑顔”の写真掲載に関するお申し込み・お問い合わせ先
町健康推進課
(町総合保健福祉センター内)
☎096-235-8711

8・9月の保健活動

●会場 町総合保健福祉センター

+ 4か月児健診

8月20日(木) 午前9時

9月17日(木) 午前9時

+ 7か月児健診

8月20日(木) 午前10時

9月17日(木) 午前10時

+ ピカピカ1歳教室

8月7日(金) 午前9時20分

+ 1歳6か月児健診

9月8日(火) 午後1時

+ すくすく2歳児子育て相談

8月21日(金) 午前9時20分

+ 3歳児健診

9月8日(火) 午後1時20分

Child-Care

8月の子育て支援カレンダー

○ 甲佐保育園

☎096-234-0186

園庭開放(土・日曜日、祝日を除く)

○ 若草保育園

☎096-234-0013

園庭開放(土・日曜日、祝日を除く)

○ 竜野保育園

☎096-234-0519

園庭開放(土・日曜日、祝日を除く)

○ 乙女保育園

☎096-234-3947

園庭開放(土・日曜日、祝日を除く)

○ 緑川保育所

☎096-234-0789

園庭開放(土・日曜日、祝日を除く)

○ 甲佐町子育て支援センター

(竜野保育園内) ☎096-234-0305

3日(月) お祭りごっこ

5日(水) 水遊び

7日(金) お絵かき

12日(水) 水遊び

17日(月) 水遊び

19日(水) ままごと遊び

21日(金) カラービニール遊び

24日(月) 水遊び

26日(水) シャボン玉遊び

28日(金) 親子でリズム遊び

31日(月) 水遊び

育児相談(電話・面接)
月～金曜日 午前9時30分～午後4時
体験保育
月・水・金曜日 午前9時30分～正午

●健康や福祉、介護、健康診断などに関するご相談・お問い合わせ先
・町健康推進課
(町総合保健福祉センター内)
☎096-235-8711
・町福祉課
☎096-234-1114
・町住民生活課
☎096-234-1113

●行事などに関する詳しい内容は、各園に直接お問い合わせください。